

## 二〇一五年安保関連法強行採決事件・私の意見(11)

## — 安保法制違憲訴訟に理あり —

福田 護

## ◇ 私たちは忘れない

二〇一五年夏から秋の国会で何が起きたかを、私たちは忘れない。また、忘れてはいけない。

七月十五日、衆議院の平和安全法制特別委員会(以下「特別委員会」という)において、ヤジと怒号の中、安保法制法案が強行採決された。この日の委員会で安倍首相は、「残念ながらまだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と繰り返しつつ、政治家は「国民の命を守る大きな責任を有している」、違憲立法かどうかの「最終的な判断は最高裁判所が行う、これは憲法にも書いてある」と開き直った。報道によれば、首相に近い参議院議員の一人は「法案が成立すれば国民は忘れる」と言い切ったという(七月一六日付け朝日新聞)。そして同法案は、一六日の衆議院本会議で可決された。

参議院での審議と手続は、もつとひとひものであった。集団的自衛権の行使を必要とする立法事実の存在自体極めて疑わしいことが明らかになったにもかかわらず、採決が強行されたのである。

例えば、安倍首相が、かの「母子パネ

ル」を示して扇情的に繰り返した、日本人が乗る公海上の米艦を自衛艦が防護する必要性である。首相は、「こうした事態は机上の空論ではありません」「まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかもしれない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない」と、熱弁をふるった。ところが参議院の審議の中で、中谷防衛大臣は、米艦に邦人が乗っているかどうかは絶対的なものではないと答弁するに至った(同年八月二六日参議院特別委員会)。

さらには、ことあるごとに強調されてきたホルムズ海峡の機雷除去の必要性さえも怪しくなった。安倍首相は、日本に輸入される原油の八割が通過するこの海峡が機雷封鎖されて輸入が途絶えたら、わが国の経済と国民生活に死活的な影響を与え、国の存立にかかわるとし、今回の法案でも武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は原則として許されない、しかしホルムズ海峡の機雷掃海だけは例外で、それ以外には「現在念頭にない」と繰り返していた(例えば同年五月二七日衆議院特別

委員会答弁)。ところが九月一四日の参議院特別委員会で首相は、同海峡の機雷封鎖は「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と、その現実性をあつさり否定してしまつた。つまり、ホルムズ海峡も立法事実から消えた。

それなのに、安倍政権と与党は、安保法制法案の強行採決へと突き進んだ。その際の手続、特に九月一七日の参議院特別委員会の採決は、見るに堪えない議会制民主主義の蹂躪であつた。すなわち、総括質問も行わず、前日に行われた横浜での地方公聴会の委員会への報告すらなされず、突然審議打ち切りが宣言されると同時に委員長席の周囲を与党議員が取り囲んで野党議員を排除し、速記には「議場騒然、聴取不能」とのみ記録される異常な混乱の下で、採決がなされたと言われた。なお、特別委員会の会議録には、後に委員長長の職権で、速記の再開、法案の可決、附帯決議等の議事経過が記載され、また「参照」として横浜地方公聴会の速記録が添付された。そして、一九日未明、参議院本会議で安保法制法案が採決され、成立したものとされた。

## ◇ 司法への期待

こうして、恒久平和主義を基本原理とする憲法秩序が破壊された。その破壊の過程は、国会の周りを埋め尽くした人々や、テレビその他の映像媒体で無惨な国会審議のありさまを目の当たりにした人々の体験として共有された。これを放置すれば、日本

は再び戦争をする国へと変貌し、社会構造や価値体系まで含めて、国のあり方が根底から変わってしまう。そういう危機意識もまた、安保法制反対に立ちあがった多くの市民によって共有された。

逆説的だが、これほどに立憲主義、民主主義、そして平和主義という憲法的価値が、市民にとって身近で大切なものと自覚されたことは、かつてなかったのではないだろうか。だから法律の可決後も、損なわれたこれらの憲法的価値の回復と安保法制法の廃止を求める市民運動が継続してきている。そしてその中から、安保法制法の違憲性を、裁判を通じて明らかにしたい、してほしいという声、澎湃として起こってきた。

その声は、最初は何人かの弁護士や元裁判官の心を突き動かし、筆者自身もそれに巻き込まれ、昨年九月以降「安保法制違憲訴訟の会」として活動を本格化することになった。そして、訴状の作成、原告の募集と聴き取り、代理人弁護士参加の呼びかけ、マスコミ対応など、先が見通せない多くの難題と格闘しつつ、四月二六日、東京地方裁判所に、行政訴訟(差止請求と国家賠償請求、原告五二名)と民事訴訟(国家賠償請求のみ、原告四五七名)を提訴するに至った。民事訴訟の第一回期日は九月二日に、行政訴訟の第一回期日は九月二九日に、それぞれ開かれる予定となっている(本稿執筆の八月一日現在)。

また、この東京訴訟のほかにも、同じ日に提訴された福島地裁いわき支部の事件を

